

「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について

令和7年3月

いわての森林づくり県民税事業評価委員会

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| はじめに..... | 1 |
| 1 これまでの取組の評価..... | 2 |
| 2 森林・林業を取り巻く情勢の変化..... | 11 |
| 3 県民等からの意見等..... | 18 |
| 4 いわての森林づくり県民税と森林環境譲与税の関係性..... | 22 |
| 5 第4期終了後の県民税の基本的方向（提言）..... | 24 |

はじめに

いわての森林づくり県民税を活用した事業の実施に際して、審査・評価や、施策に関する提言を行うことを目的に、第三者機関として「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」が設置されています。

岩手県では、すべての県民が森林から様々な恩恵を受けており、森林は公共的な財産であるという観点に立ち、森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、県民の理解と協力の下に、平成 18 年度から 22 年度までを期間とした「いわての森林づくり県民税」制度を創設し、各種施策を実施してきました。

更に、平成 23 年度から 27 年度までを第 2 期、平成 28 年度から令和 2 年度までを第 3 期、令和 3 年度から令和 7 年度までを第 4 期として、節目節目で事業内容を見直しながら、森林環境の保全に係る施策を継続して実施してきました。

当委員会では、今般、これまでの県民税を活用した事業の成果を評価するとともに、県民アンケート調査の結果、県民や県議会からの御意見、さらには森林・林業を取り巻く最近の情勢等を踏まえ、「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について取りまとめ、提言します。

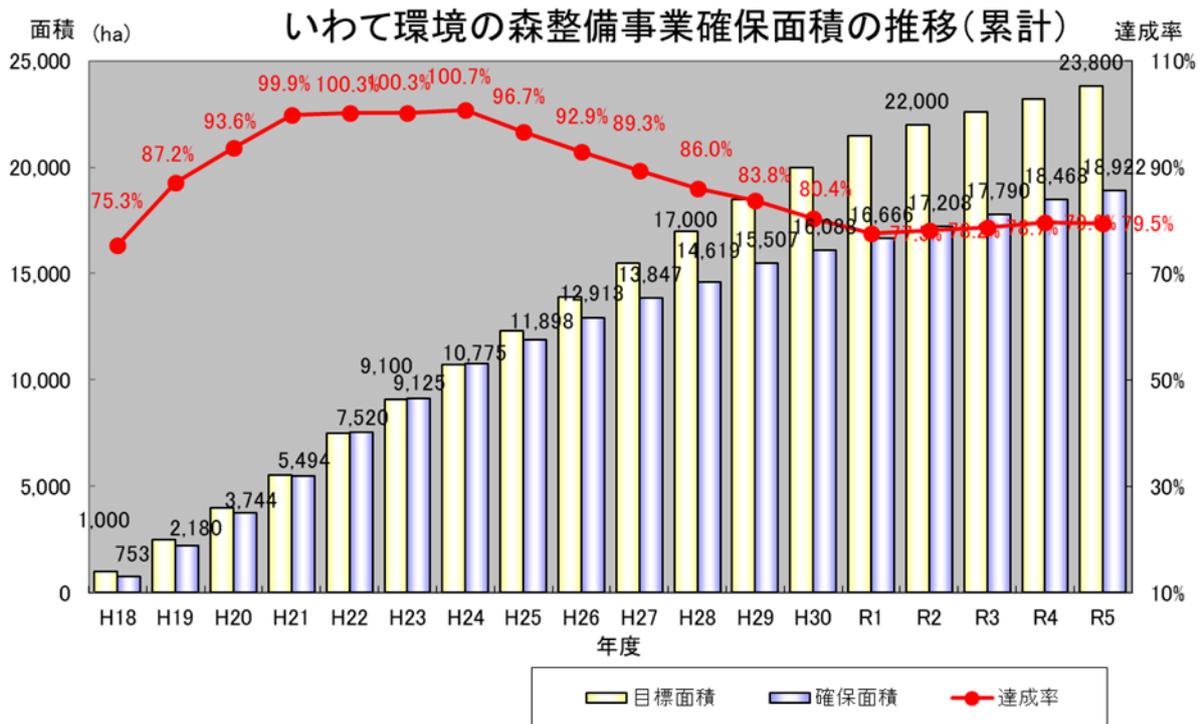
1 これまでの取組の評価

(1) 環境重視の森林づくり

ア いわて環境の森整備事業

実績

- (ア) 水源の涵養や県土の保全等の森林の公益的機能の維持・増進を図るため、公益上重要で、緊急に整備する必要のある森林について、針葉樹と広葉樹で構成される針広混交林に誘導する強度間伐を平成18年度の事業開始から令和5年度までの18年間で、計画面積23,800haに対して、18,922haの事業対象森林において実施しました。
- (イ) 第2期（平成24年度）から、松くい虫被害先端地域における被害の拡大防止のため、混交林誘導伐とあわせた被害木の駆除を行い、平成24年度に7ha実施しました。
- また、第3期（平成28年度）から、松くい虫被害が継続して発生している地域のアカマツ林の広葉樹林化を進めるため、松くい虫被害まん延地域の景勝地、主要道路及び公共施設の周辺において、枯損木等の伐採を平成28年度から令和5年度までの8年間で、約239ha実施しました。
- (ウ) 第3期（平成28年度）から、ナラ枯れ被害に強い若い森林へ更新し、ナラ枯れ被害の拡大予防を図るため、ナラ枯れ被害の周辺地域において、被害を受けやすい高齢・大径木林の伐採利用を平成28年度から令和5年度までの8年間で、約230ha実施しました。
- (エ) 第4期（令和3年度）から、公益上重要でありながら、更新が図られていない伐採跡地において、公益的機能を高度かつ安定的に発揮する森林を整備するため、植栽や下刈り等を令和3年度から令和5年度までの3年間で、約548ha実施しました。
- (オ) 第4期（令和3年度）から、気象災害による被害を受けた森林において、早期の更新により公益的機能を回復させるため、倒木等の被害木の除去を令和3年度から令和5年度までの3年間で、約5ha実施しました。
- (カ) 第4期（令和3年度）から、森林の公益的機能の回復を図るとともに、人身被害や施設損壊等の二次的被害を防止するため、倒木のおそれのある松くい虫及びナラ枯れ被害による枯死木の除去を令和3年度から令和5年度までの3年間で、約560 m³実施しました。
- (キ) 第4期（令和3年度）から、奥地に位置する管理の行き届かない森林において、混交林誘導伐、アカマツ林広葉樹林化、森林環境再生造林の事業を効率的に実施するため、作業等に必要作業道の開設等を令和3年度から令和5年度までの3年間で、5,471m実施しました。



評価

(ア) 公益上重要でありながら、これまで放置されていた森林が着実に整備され、水源のかん養などの公益的機能が発揮されています。

近年は、国産材の需要の高まりによる主伐等の素材生産と、その伐採跡地で行う造林や下刈りの作業の増加による労務不足に加え、整備する森林が奥地化していること、また、1施工地当たりの面積が減少傾向にあり、面的な森林の確保が難しくなっています。

(イ) 松くい虫被害の発生地域は拡大傾向にあるため、引き続き、被害先端地域の被害木の徹底駆除に加え、被害まん延地域では、アカマツ以外の樹種への転換を進める必要があります。

(ウ) 本県の民有林面積の約半分は広葉樹であり、シイタケ、木炭、パルプチップなどの地域産業と深い関わりを持っており、これらの生産が盛んな北上高地や沿岸北部地域へのナラ枯れ被害の拡大が懸念されています。

被害が発生している周辺地域においては、引き続き、いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）によるナラ枯れに強い広葉樹林への更新を促進する必要があります。

(エ) 公益上重要でありながら、更新が図られていない伐採跡地は未だ存在するため引き続き、植栽の必要があります。

植栽に当たっては、春植栽及び秋植栽とも苗木が活着不良とならないよう適期に植栽を行うとともに、必要に応じ植栽箇所の下刈りを行う必要があります。

シカの食害が懸念される箇所への植栽に当たっては、獣害から森林を守るための食害防止ネット柵の設置等の必要があります。

- (オ) いわて環境の森整備事業（被害森林再生）を活用し、気象被害があった森林の速やかな再生を促進する必要があります。
- (カ) 松くい虫及びナラ枯れ被害の二次的被害を防止するため、引き続き、枯死木を速やかに除去する必要があります。
- (キ) 奥地化している混交林誘導伐等を推進していくためには、作業道整備が必要であり、実施した作業道施工地をモデルとして普及しながら、引き続き、森林作業道整備に取り組んでいく必要があります。

【参考】平成18年度～令和5年度事業実施の効果（試算）

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。

「いわて環境の森整備事業」で整備した森林のうち、評価が可能な一部の機能について、「林野公共事業における事前評価マニュアル(林野庁)」を用いて試算した結果は次のとおりです。

(1) 整備した森林（18,922ha）による効果 …………… 約917億円の効果

① 水源かん養機能の向上 …… 約756億円の効果 ※1

⇒ 約1,275万kℓの水資源を新たに貯留

[⇒ 約13万1千人の年間生活用水量に相当]

※1：ダムによる洪水調整や水道代金等のコストで代替した場合

② 土砂流出防止機能の向上 …… 約125億円の効果 ※2

⇒ 年間35万m³の土砂流出を抑止

[⇒ 年間あたり、小学校の25mプール930杯分の土砂に相当]

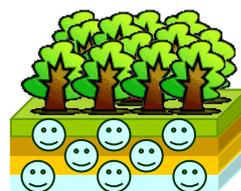
※2：ダムによる土砂を保全するコストで代替した場合

③ 二酸化炭素吸収効果 …………… 約36億円の効果 ※3

⇒ 42,900t/年の二酸化炭素を吸収

[⇒ 自家用車 約1万9千台が1年間に排出するCO₂の量に相当]

※3：火力発電所で二酸化炭素を分離回収するコストで代替した場合



イ 花粉症対策等採種園整備事業

実績

花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉の少ないスギ等の苗木の安定供給に必要な花粉症対策スギミニチュア採種園及びカラマツ特定母樹採種園の整備を進めています。

評価

引き続き、旧採種園の伐採、整地・施肥、植栽等による、花粉症対策スギミニチュア採種園及びカラマツ特定母樹採種園の計画的な造成が必要です。

ウ 林野火災予防対策事業

実績

林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、テレビ・ラジオCM等による、県民に対する林野火災予防の普及啓発のほか、林野火災予防パトロールなどを行うボランティア団体の活動支援を行いました。

評価

引き続き、林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、林野火災を未然に防ぐ広報宣伝活動や地域で取り組む防火活動を支援する必要があります。

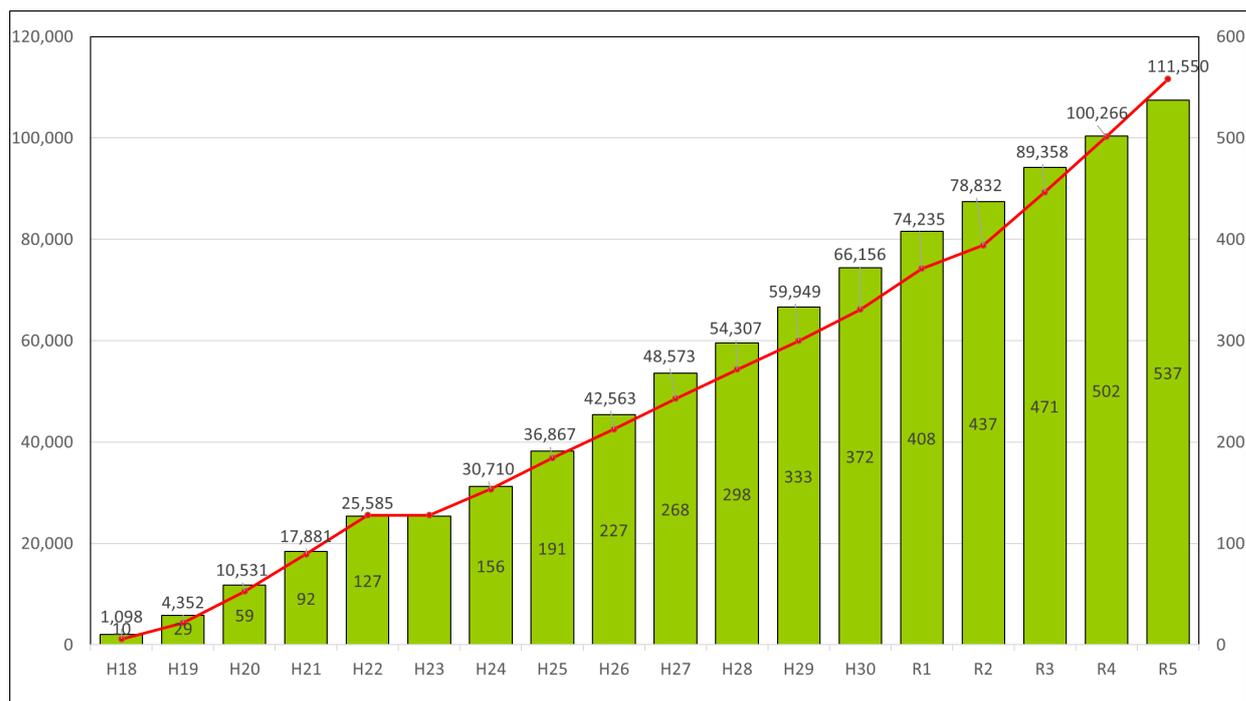
(2) 森林との共生

ア 県民参加の森林づくり促進事業

実績

- (ア) 地域住民や各種団体等が主体的に取り組む、森林づくり活動や森林の手入れを行う人材育成活動を支援することにより、県民の森林づくりへの参画を促進しました。また、森林環境学習や広く県民が利用する施設への県産木材・木製品の整備等を通じ、森林環境保全に対する県民の理解の醸成を図りました。
- (イ) 平成 18 年度の事業開始から令和 5 年度までの 18 年間（平成 23 年度は東日本大震災津波の影響で休止）で、活動団体数は延べ 537 団体、活動参加者では、約 11 万人の県民が森林づくりに参画しました。
- (ウ) 第 4 期の令和 3 年度には、『森林資源を沿岸被災地の支援のために活かす活動』（被災地先行枠）を県産材利用促進活動（通常枠）へ統合しました。
また、令和 6 年度には、野生鳥獣対策等の観点から、里山林の整備をより効果的なものとするため、附帯的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象活動に拡充しました。

○ 県民参加の森林づくり促進事業実績



(エ) 県民参加による森林づくりを推進し、植樹や育樹活動を行い、森林の恵みに感謝する行事として、平成 19 年度から「いわての森林の感謝祭」を開催（平成 23 年度は東日本大震災津波の影響で中止）してきました。

評価

(ア) 県民ニーズを踏まえ、企画募集の時期や支援対象の活動等の見直し（拡充）を図りながら、第 1 期から継続して多様な活動を全県で支援したことにより、森林への理解と県民の森林づくりへの参画が促進されました。

(イ) 事業を通して、より多くの県民が主体的に森林づくりに参画する機会を提供し、県民の森林環境保全への理解醸成を図るため、引き続き、事業を実施していく必要があります。

イ 森林・山村多面的機能発揮対策事業

実績

森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者、地域住民等が協力して実施する森林の保全活動や山村地域の活性化に資する取組に対して支援を行い、令和3年度から5年度までの3年間で、123団体（延べ258団体）が事業に取り組み、本事業の目的である、森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組が着実に実行されました。

主な活動実績は、地域環境保全タイプ（里山林整備等）2,309ha、森林資源利用タイプ（薪炭利用の伐採等）534ha、森林機能強化（森林作業道の開設）10,598mとなりました。

評価

本事業の実施を通して、荒廃していた里山林等の景観改善や、薪炭材など森林由来の資源の利用促進が図られました。

引き続き、各地域の活動が、森林の多面的機能の発揮や、山村地域のコミュニティの維持・活性化が図られるよう、地域における積極的な活動を支援する必要があります。

ウ 「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組み

実績

県民向け施設等への県産木材活用の促進を図ることにより、県産木材の温もりや心地よさなどを感じてもらいながら、木材利用の意義や森林づくりへの理解醸成、環境整備の普及強化を図ることを目的に、県庁各部局による県民税を活用した木育推進につながる取組を行いました。

令和3年度から5年度までの3年間で、教育施設や公共施設において、県産木材を活用した木製品の導入や、不特定多数に向けた展示や案内板の設置等を通じた環境整備等28事業で、木育の推進や県産材利用促進につながる取組を実施しました。

評価

事業を実施した施設等においては、木製品導入等により、県産木材の温もりや心地よさなどを感じてもらうことが出来ているほか、県民税の焼き印やシール、パンフレットの配架等により、いわての森林づくり県民税の情報発信などの、普及啓発を行っています。

引き続き、県民が県産木材に触れる機会を提供し木育を推進する必要があります。

エ いわて森のゼミナール推進事業

実績

森林・林業に対する理解の醸成を図るため、児童生徒をはじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業に関して学習する機会を提供しました。

平成20年度から開始した児童・生徒を対象とする「森林環境学習会」には、これまでに延べ364校9,669人が参加しているほか、平成22年度から開始した地域の自発的な森林環境学習の取組を支援する「森の実践ゼミナール」及び令和3年から開始した「森林環境学習指導者研修会」には、地域活動をリードする指導者や自主的に活動する地域住民など延べ939人が参加しました。

評価

「森林環境学習会」では、森林インストラクター等の指導により、児童・生徒が森林の働きやその果たす役割を学んでいます。

「指導者研修会」では、活動事例紹介、現地研修や情報交換等を通じて、県内各地における森林環境学習の活動を実践するリーダーの資質向上が図られています。

引き続き、森林環境について学習する機会を提供するため、児童生徒等を対象とした森林環境学習会等の開催を継続していく必要があります。

オ 森林公園機能強化事業

実績

広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育拠点施設である森林公園の機能強化を実施しました。

令和3年度から5年度までの3年間で、就学前の幼児等も楽しみながら木とふれあうことができる木育スペースの整備や、遊歩道等のバリアフリー化、外国人利用者向けの外国語表記の案内板の設置などの施設整備を行いました。

また、整備した施設を活用して木育イベント等を開催し、家族連れを中心とした幅広い年齢層の利用を促進したほか、県や指定管理者のSNS等による情報発信を行いました。

評価

令和6年10月末時点の森林公園全体の利用者数は、事業開始前（令和2年度10月末時点）の109%となる98,001人に増加しています。

特に、木育スペースの整備により施設利用者が増加し、同時期の施設利用者は、事業開始前（令和2年度10月末時点）の115%の24,986人となるなど、リニューアルの効果が見られました。

森林公園の施設内には、設置当時のまま更新されていない展示もあることから、森林環境教育の拠点としての機能を発揮するため、引き続き、森林公園のリニューアルに取り組んでいく必要があります。

カ 全国植樹祭の開催

実績

全国植樹祭の開催（令和5年）準備から当日の開催を通じて、森林・林業の役割や重要性のほか、県民税の趣旨や取組について積極的に発信したことにより、森林環境保全に対する県民意識の醸成が進み、豊かな森林を守り、育み、次の世代を担う子どもたちへと、確実に繋いでいく契機とすることができました。

評価

緑の少年団や中学生・高校生、林業に携わる若者などが、岩手の豊かで多様な森林・林業の素晴らしさや、復興支援に対する感謝の気持ち、緑豊かな森林を引き継いでいく決意を力強く発信するなど、本県ならではの特色ある有意義な大会を開催することができました。

全国植樹祭の開催を契機として、健全で豊かな森林を次世代へ引き継いでいくため、県民総参加による森林づくりと、森林資源の循環利用等による森林の公益的機能の増進、林業の持続的で健全な発展に向けた取組を推進する必要があります。



天皇陛下お手植え



招待者記念植樹



お野立所

キ いわて森林づくり推進人材育成事業

実績

地域における森林整備活動を推進するため、公益的機能の維持増進に向けた森林の整備・保全等に関する幅広い専門知識と技術を有し、地域に根ざした関係者の合意形成等を図る人材育成研修をはじめ、合意形成に必要なコミュニケーション研修、森林整備活動における安全指導研修等を実施しました。

評価

環境重視の森林づくりに関する研修等を修了し、かつ、その他の要件を満たした者を「いわて森林づくりコーディネーター」として認定しました。

ク いわて森林づくり普及啓発事業

実績

- (ア) 森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、テレビ・ラジオCM、新聞広告、パンフレット等の多様な手法で情報発信し、県民の森林づくりに係る関心を高めるとともに、「いわての森林づくり県民税」の認知度向上に努めました。
- (イ) 令和5年度に実施した「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」では、「いわての森林づくり県民税」の認知度は、約49%となりました。

評価

- (ア) 県民税の認知度の目標は70%ですが、普及啓発に努めた結果、年々認知度は向上しています。
- (イ) 森林の役割や重要性のほか、県民税の趣旨や取り組み等について、引き続き、森林所有者や県民に対し周知・情報発信し、事業の推進や森林づくりに係る関心を高めるための普及啓発を行う必要があります。

(2) いわての森林づくり基金の残高

実績

施工対象地の奥地化や、近年の木材需要の高まりによる主伐等の素材生産と、その伐採跡地で行う造林や下刈りの作業が増加していることから、事業対象森林の確保面積が減少傾向となった結果、基金取崩額が税込（基金積立額）を下回る状態が続いていましたが、第4期以降は、使途の拡大等により、基金取崩額が税込を上回り、令和5年度末現在の基金残高は、約13億5千万円となっています。

評価

引き続き、森林環境の保全に関する施策を推進するため、基金を有効に活用していく必要があります。

2 森林・林業を取り巻く情勢の変化

(1) 社会情勢の変化

ア 平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間に取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が盛り込まれ、持続可能な森林経営の推進が重要なターゲットとなっています。

また、国では、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、大気中の温室効果ガスの吸収源としての森林の役割に期待を寄せているほか、こうした森林の役割は、生物多様性の保全など、ネイチャーポジティブ*の実現にも寄与するものと考えられます。

このような考え方は、本県の豊かな森林環境を良好な状態で次の世代に引き継ぐことを目的とする「いわての森林づくり県民税」の考え方と相通じるものとなっています。

イ 一方、日本の人口は、平成 20 年の約 1 億 2,800 万人をピークとして、減少局面に入っており、特に森林・林業を支える山村は、高齢化・人口減少等が他地域に先駆けて進行し、集落機能を維持することが困難な地域もあるなど、厳しい状況に置かれています。

ウ このため、森林の有する水源かん養や県土保全等の公益的機能の維持増進と持続的な発揮に資するための取組の重要性は一層高まっています。

(2) 森林・林業を取り巻く情勢の変化

本県民税の創設から 20 年が経過しようとしており、当初想定していなかった森林・林業を取り巻く情勢の変化により、新たな課題への対応が求められる状況が生じています。主な情勢の変化は以下のとおりです。

ア 森林資源の本格的な利用期の到来

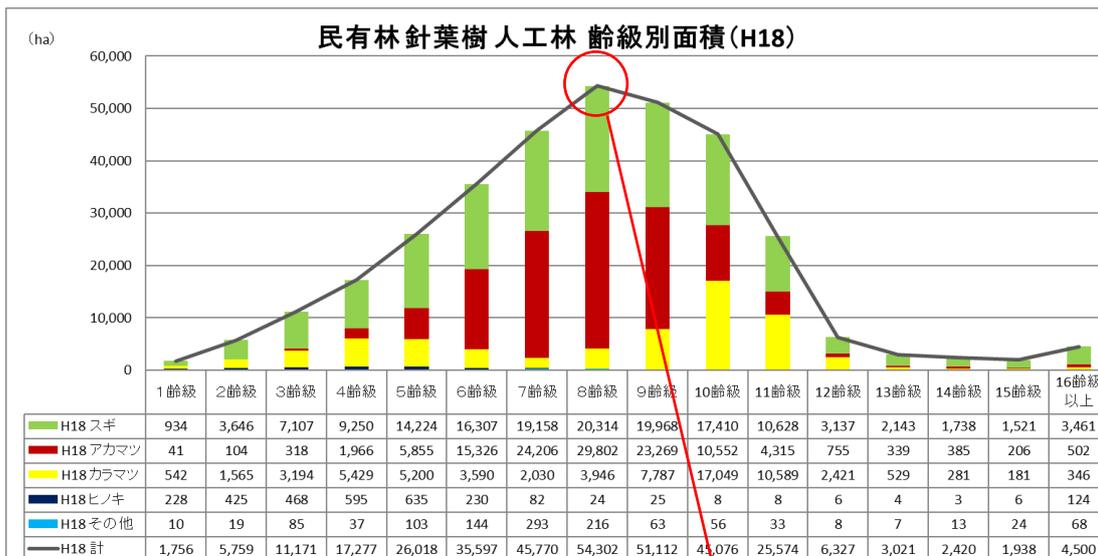
(ア) 民有林の人工林の齢級構成は、平成 18 年度では 8 齢級 (36~40 年生) がピークでしたが、令和 5 年度では 11 齢級 (50~55 年生) にピークがシフトし、高齢級化が進んでいます。

なお、令和 5 年度の齢級構成では、間伐が必要な 7 齢級から 10 齢級 (31~50 年生) の林分が 36%、伐期を迎える 11 齢級 (51 年生) 以上の林分が 56%と、森林資源が充実し、主伐の時期を迎えた林分が増えています。

※ ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。2022 年 12 月の国連生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) において新たな国際目標が設定され、2030 年までに「ネイチャーポジティブ」を実現させる方向性が示された。

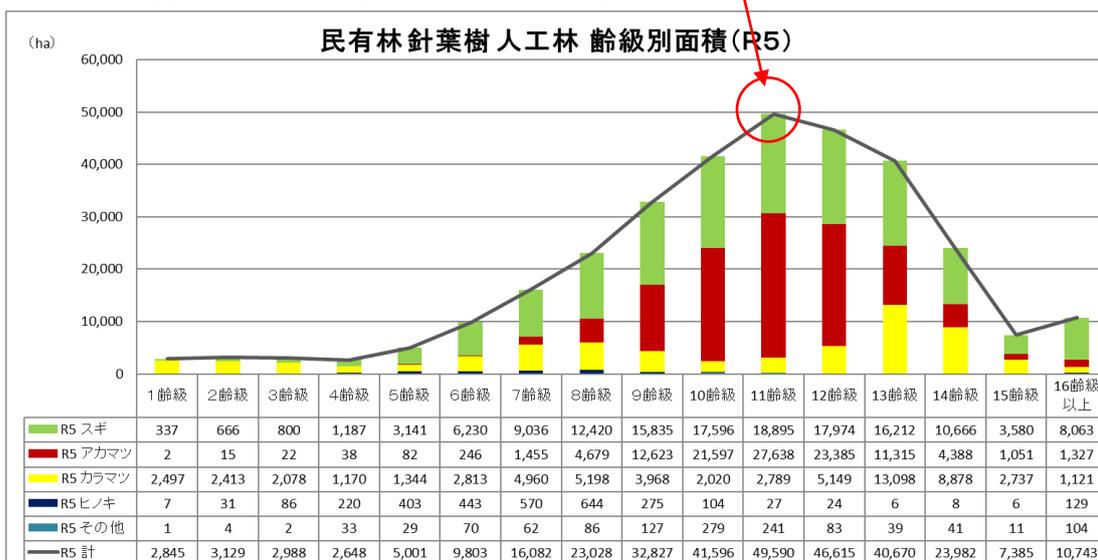
これを受け、国は、森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全、生物多様性に配慮した林業の推進、国内森林資源の持続的な有効活用を通じた貢献などの施策の方向性を示した。

○ 平成 18 年度民有林針葉樹人工林年齢別面積（県民税創設時）（単位：ha）



年齢構成のピーク 8 年齢級 → 11 年齢級

○ 令和 5 年度民有林針葉樹人工林年齢別面積（単位：ha）



(イ) 近年は、国産材需要の高まりや、高性能林業機械の導入等による素材生産体制の強化により、伐採面積は増加基調にあります。再造林率は約 4 割にとどまるなど、森林の適切な更新を図る必要があります。

○ 直近 3 か年平均の再造林率

| 年 度 | 直近 3 か年平均 (R2~4) |
|---------------|------------------|
| 人工林伐採面積 (推定値) | 1,941ha |
| 再造林面積 | 882ha |
| 再造林率 | 45% |

(ウ) 森林所有者の高齢化、不在村化が進行し、再造林・下刈り後の除伐等が実施されず、1～4 齢級の若齢の整備手遅れ林分が多数発生しています。



イ 森林被害等の増加

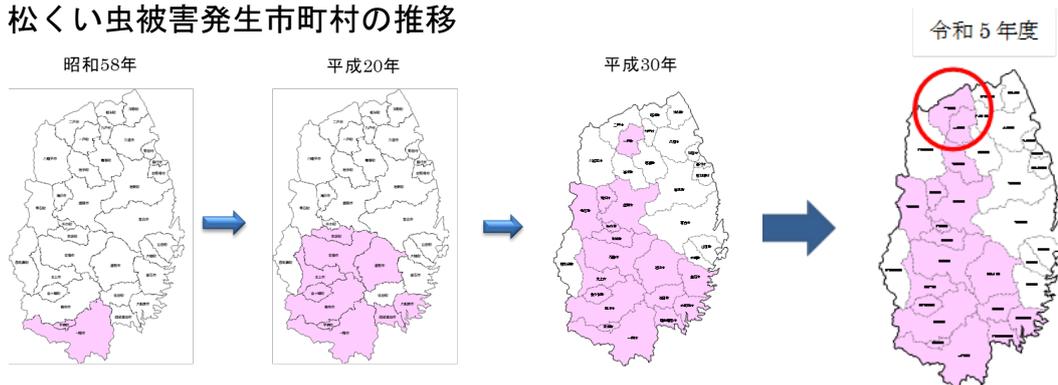
(ア) 松くい虫の被害区域の拡大

県内の松くい虫被害は、昭和 54 年に一関市で初めて松くい虫被害が確認されて以降、徐々に被害が北上してきました。

平成 20 年以降は、急速に被害が拡大し、令和 5 年度末時点で、内陸部は二戸市まで被害が確認されています。

被害まん延地域では、松林の樹種転換により将来的な感染源を減らすとともに、景観を損ねたり、人身や施設に加害する恐れの高い枯損木を速やかに処理する必要があります。

○ 松くい虫被害発生市町村の推移



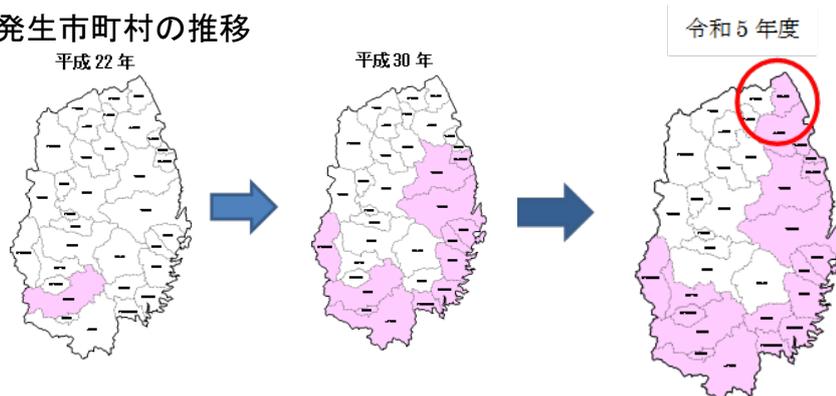
(イ) ナラ枯れ被害区域の拡大

内陸部のナラ枯れ被害は、平成 22 年に奥州市で初めて確認され、北上市まで被害が確認されています。

沿岸部では、平成 25 年に大船渡市で被害が確認されて以降、急速に拡大し、令和 5 年度時点で、洋野町まで被害が確認されています。

伐倒くん蒸と併せ、被害を受けやすい高齢大径のナラ林については、積極的に伐採利用して、被害に強い森林への更新を促進する必要があります。

○ ナラ枯れ被害発生市町村の推移

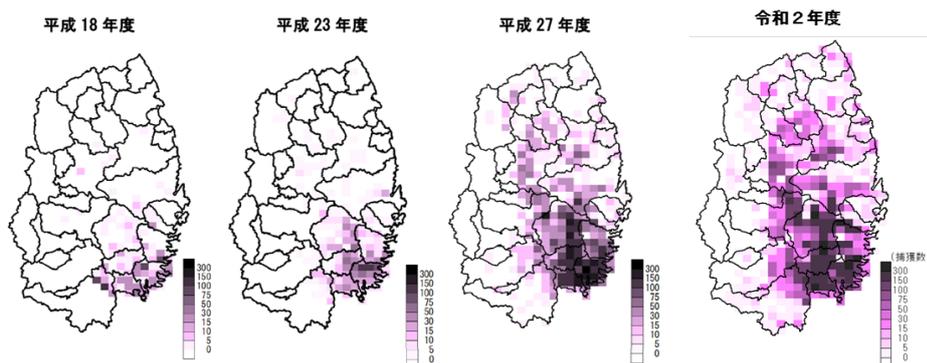


(ウ) シカ被害区域の拡大

シカの捕獲情報によると、秋田県境に位置する一部の市町村を除き県内のほぼ全域で捕獲されていることから、ほぼ県内全域にホンシュウジカが生息している状況です。

防護柵や忌避剤散布、食害防止チューブの設置などにより、シカ被害の対策を行う必要があります。

○ ホンシュウジカ生息域の推移



【出典】岩手県第6次シカ管理計画（岩手県環境生活部自然保護課）より抜粋

(エ) 林野火災被害

林野火災発生状況は、数年毎に大規模な火災が発生しています。発生原因は、野焼き、たき火等の人為的な原因が多くを占め、春先は山菜取りなどの入山者も増加することから、農家や入山者へ注意喚起を行う必要があります。

また、火災が発生した場合、初期消火活動や復旧に資する路網を整備する必要があります。

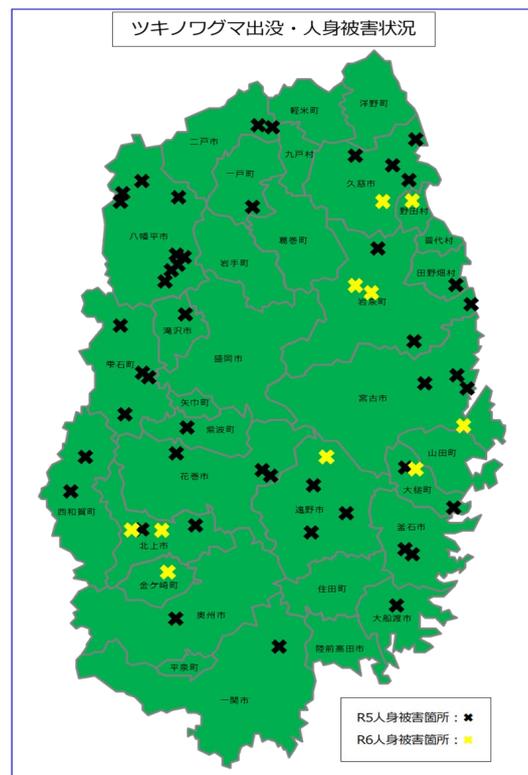
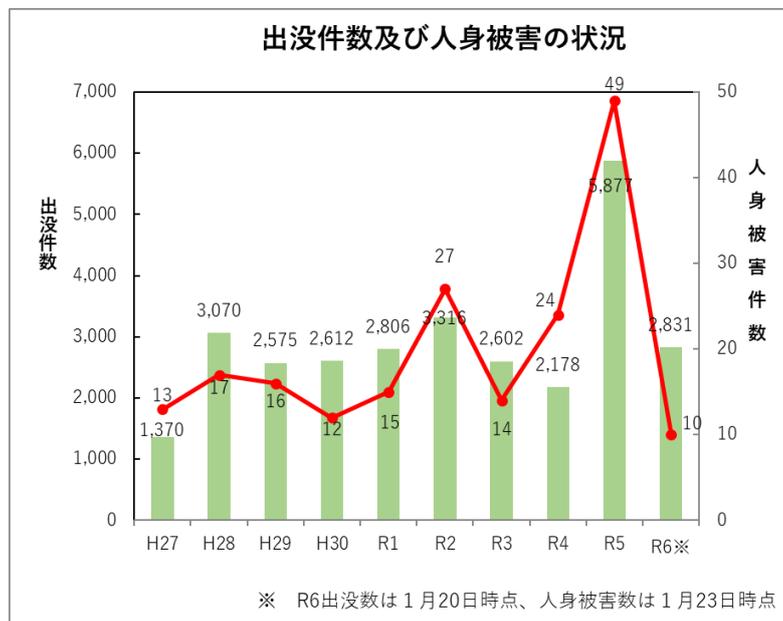
○ 林野火災発生状況

(単位：件、ha)

| 年次 | H18 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 件数 | 26 | 59 | 38 | 26 | 30 | 28 |
| 面積 | 4.66 | 8.8 | 14.9 | 3.4 | 10.5 | 4.1 |

(オ) 荒廃した里山を隠れ家とする野生動物の生活圏への出没の増加

県内各地でツキノワグマの出没や人身被害が発生し、令和5年度は、過去最も多い状況となっています。



【出典】ツキノワグマ管理検討委員会資料
(岩手県環境生活部自然保護課)より抜粋

(カ) 激甚化する気象災害等による流木被害の増加

近年、県内各地において、度重なる大雨災害などに見舞われる中、土砂流出の防止や水源かん養などの多面的な機能を有する森林の整備と保全の重要性が一層高まっていることから、健全な森林の育成を進め、災害に強い県土づくりに貢献していく必要があります。

また、大雨時における流木被害が増加していることから、流木被害の予防対策が必要です。

【写真 令和6年8月27日から29日発生豪雨災害】



ウ 森林に対する意識等の変化

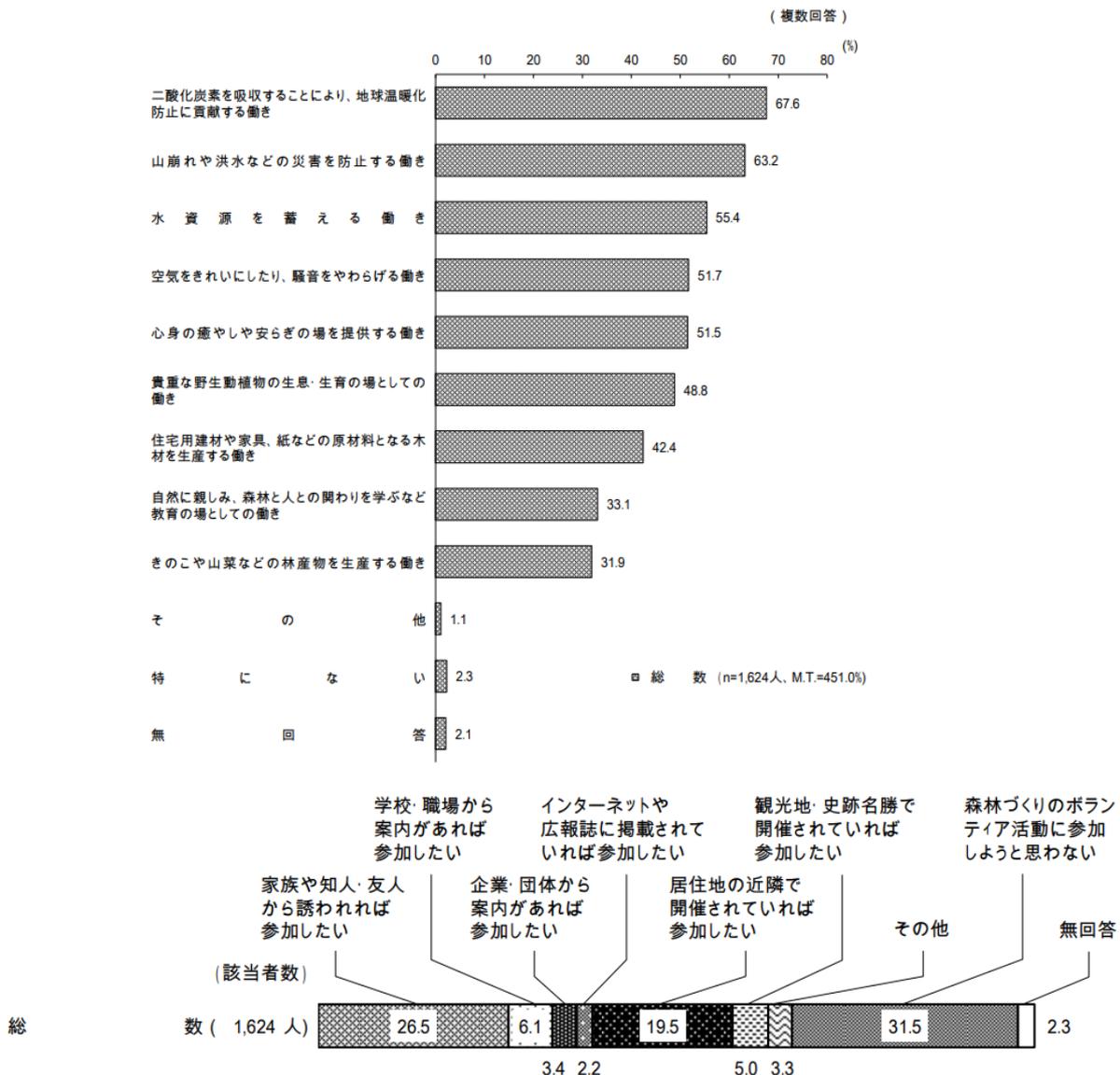
内閣府が令和5年10月に行った「森林と生活に関する世論調査」によれば、森林に期待する働きとして、68%が「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」、63%が「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、49%が「貴重な野生動植物の生息・生育の場としての働き」、42%が「住宅用建材や家具、紙などの原材料となる木材を生産する働き」を選択しています。

このように、2050年カーボンニュートラルのほか、ネイチャーポジティブの実現に向け、森林の適切な管理や身近にある森林空間の重要性に対する認識が高まっています。

また、木材利用の公益的な意義が浸透してきており、建築物等への国産材の利用の機運が高まっています。

一方、森林づくりのボランティア活動については、32%が「参加しようと思わない」と回答しており、本県の豊かな森林環境を県民みんなで支えるためには、県民が森林づくり活動へ進んで参画するような働きかけを行う必要があります。

○ 内閣府「森林と生活に関する世論調査」結果（令和5年10月）



エ 森林環境税・森林環境譲与税の創設

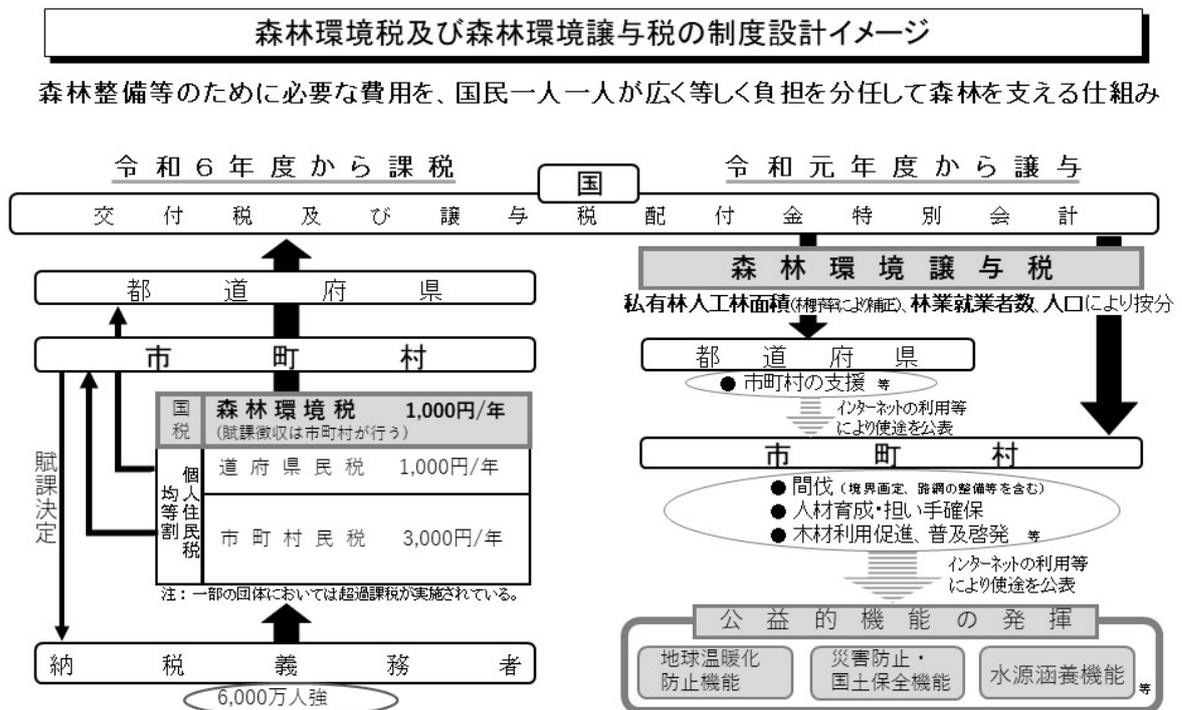
(ア) 森林経営管理制度の創設

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のため、平成30年5月に「森林経営管理法」が成立し、新たな森林管理システム（森林経営管理制度）がスタートしました。

(イ) 森林環境税及び森林環境譲与税の創設と徴税の開始

森林経営管理制度の創設に合わせ、市町村が実施する森林整備等の財源として、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から、市町村や県に対して「森林環境譲与税」の譲与が開始され、令和6年度から森林環境税の徴税が開始されています。

○ 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



3 県民等からの意見等

(1) 県民

ア アンケート調査の結果等

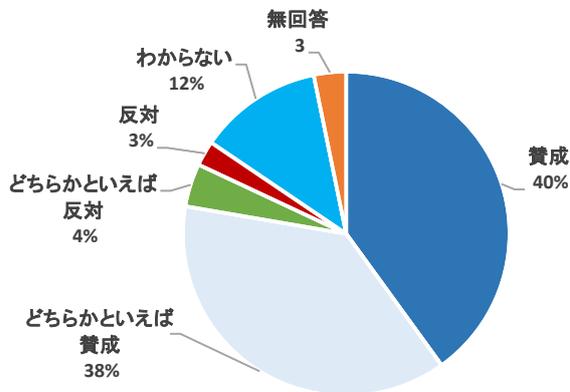
「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、県民の意向を明らかにするため、令和6年11月から12月、県民2,000名（無作為抽出）を対象に「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」を実施しました。

アンケート調査では、約78%の方が継続に賛成し、令和8年度以降も県民税が継続する場合、その期間については、約60%の方が現状と同じ5年でよいと回答しました。課税額については、約65%の方が現状と同じ年間千円でよいと回答しました。

また、県議会では、河川等における危険木の除去、鳥獣害対策、自伐型林業事業者への支援などについて、「いわての森林づくり県民税」の用途を拡大して対応すべきとの意見が出されています。

○ 県民アンケートの概要

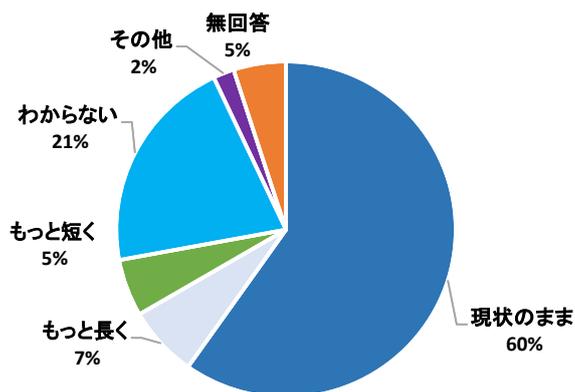
【継続について】



現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続とした場合、どう思いますか。

- ①現在の取組を今後も継続する場合に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」とした者は回答者の約78%
- ②「反対」又は「どちらかといえば反対」とした者は約7%
- ③「わからない」が約12%の結果

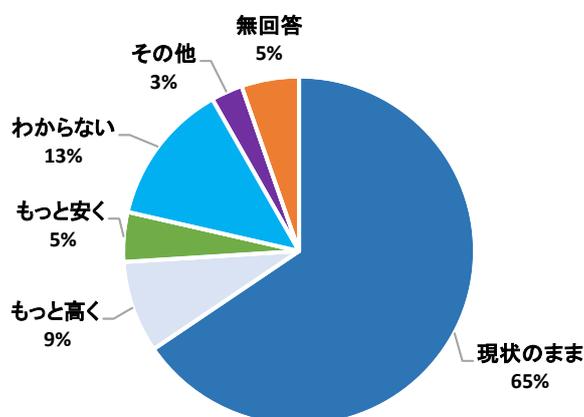
【期間について】



令和8年度以降、県民税を継続する場合、その期間についてどう思いますか。

- ①「現状のまま(5年)でよい」とした者は回答者の約60%
- ②「もっと長い方がよい」とする者のうち、最も多い回答は「10年以上20年未満」の40人で、全回答者の約4%の結果

【課税額について】



令和8年度以降継続する場合、その負担額についてどう思いますか。

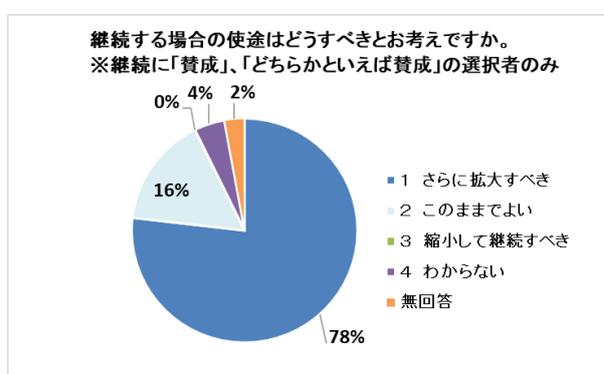
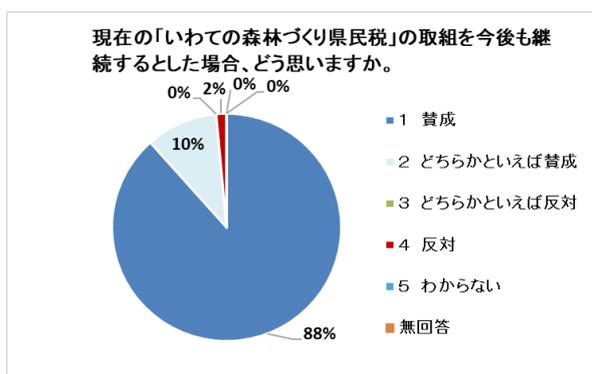
- ①「現状のまま(1,000円)でよい」とした者は回答者の約65%
- ②一方、「もっと安い方がよい」とした者は約5%で、このうち最も多い回答は「400円～600円未満」の25人で、全回答者の約2%の結果

イ 県民懇談会の結果

「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、広く県民や関係団体等から意見を伺うため、令和6年9月に県内4箇所で「県民懇談会」を開催しました。

懇談会では、「今後の継続を希望する意見」が多数寄せられたほか、「河川等における危険木の除去などへの用途拡大」、「いわて環境の森整備事業の補助要件の緩和」、「国の森林環境譲与税との棲み分けについて丁寧な説明が必要」等の意見をいただきました。

○ 県民懇談会の概要



【主な意見】

- ・ 手入れが出来ていない森林が多い中、この事業は数少ない取組なので、今後も継続を望む。
- ・ 森林に関わる人の高齢化に伴う担い手不足が深刻で、森林に関わる人を増やすために森林づくり県民税が有効になると思う。
- ・ 伐期に入っている森林も多くあることから、一層の森林の維持を図り、未来につながる事が大事である。事業内容の充実を図り、森林づくり県民税の継続を進めてほしい。

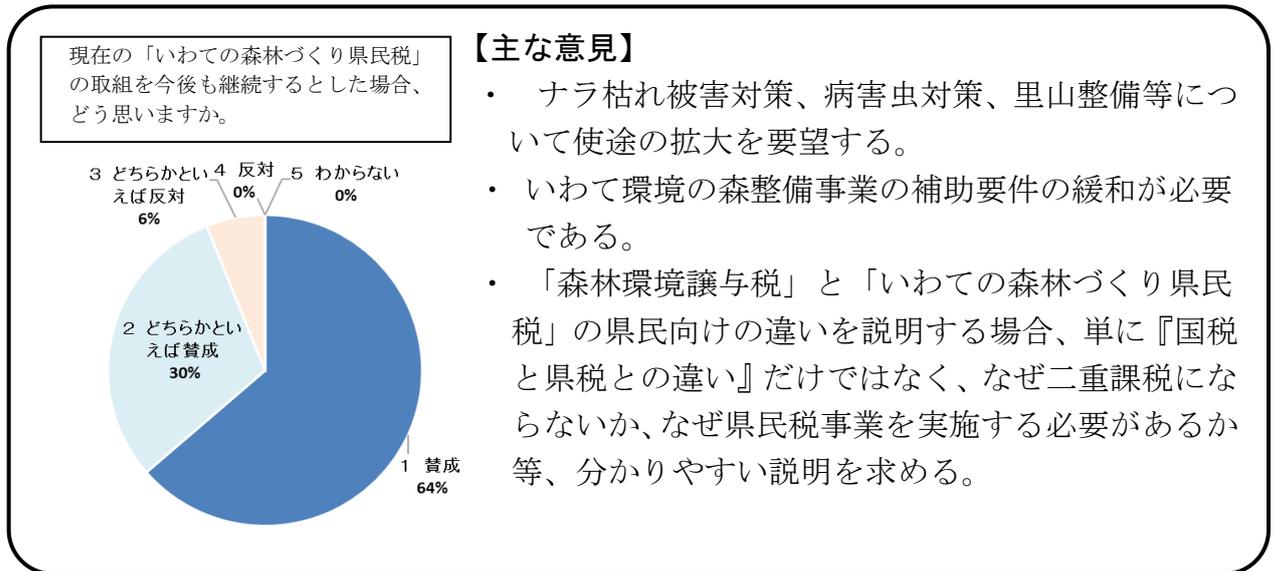
(2) 市町村

「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、市町村の意向を明らかにするため、「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」を実施しました。

アンケート調査では、「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続することについて、約94%の市町村が賛成となっています。

また、使途については、野生動物の出没の抑制を図る里山等の整備、間伐による森林環境の整備、除伐・枝打ち・つる切り等の森林整備、作業道等の整備、病害虫対策、担い手育成、県産木材の利用促進については、5割を超える市町村が取り組むべきと回答しています。

○ 市町村アンケートの概要



(3) 団体

県内の森林・林業関係団体で組織される岩手県森林・林業会議から、「いわての森林づくり県民税」制度の継続と使途の拡大などの施策の充実を図ることへの要望が出されています。

○ 令和7年度森林・林業会議要望（抜粋）

1 森林整備促進対策の強化について

(2) 「いわての森林づくり県民税」制度の継続

「いわての森林づくり県民税」制度は、令和7年度が第4期の最終年度となっているが、今後とも森林の持つ公益的機能の維持増進を図り、良好な状態で次世代に引き継ぐため、使途の拡大など施策の充実を図るとともに、同制度を令和8年度以降も継続すること。

4 いわたの森林づくり県民税と森林環境譲与税の関係性

森林環境譲与税は、森林経営管理法を踏まえ、市町村による森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、市町村においては、森林経営を放棄した森林所有者から市町村へ経営管理の委託が行われた森林等における間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の施策に充てることとされています。また、県においては、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

このため、これらの用途について、いわたの森林づくり県民税と森林環境譲与税が両輪となって効率的に運用されるように考え方を整理する必要があります。

(1) 間伐等の森林整備

ア 森林環境譲与税

森林経営管理制度のもと、森林経営を放棄した森林所有者から市町村へ経営管理の委託が行われた森林のうち、立地条件等により経済性が低い森林において間伐等の森林整備を市町村が実施するものです。

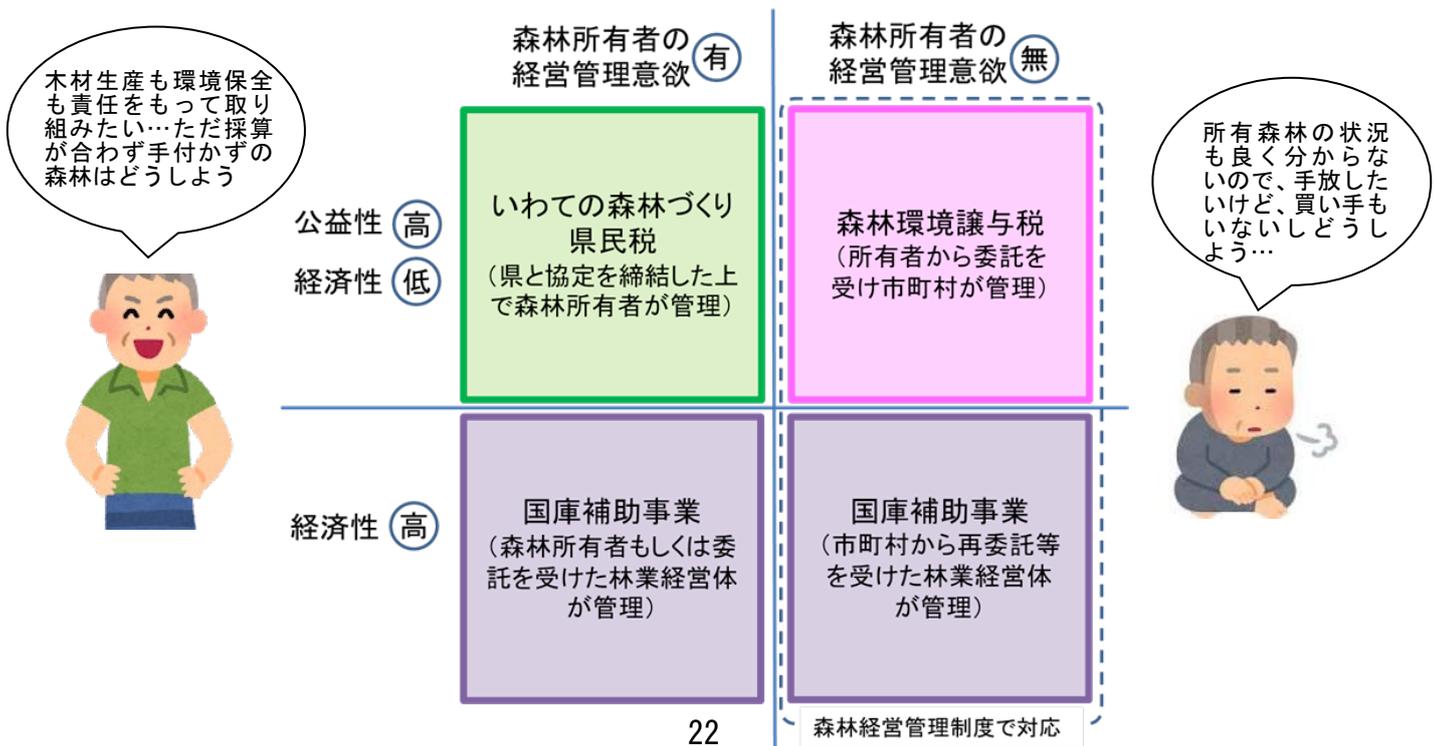
イ いわたの森林づくり県民税

公益上重要でありながら、立地条件等により経済性が低いなど森林整備に係る費用負担等が困難な森林等において、概ね5割の間伐を実施し、下層の植生を健全なものにするとともに、針広混交林へ誘導しようとするものです。

ウ 森林整備事業（国庫補助事業）

立地条件等により経済性が高いなど木材生産に適した森林等において、森林所有者等が自らの費用負担のもと、概ね3割の間伐を実施するものです。

○ いわたの森林づくり県民税と森林環境譲与税等の森林整備に係る対象の比較



(2) 人づくり

ア 森林環境譲与税

林業経営の効率化等を実現するため、いわて林業アカデミーの取組などにおいて、将来的に林業経営体の中核となる新たな現場技術者を養成するものです。

イ いわたの森林づくり県民税

県民の森林整備への参加を促すため、新たに森林整備活動を行う個人や団体等を対象に森林施業等の研修活動を行い、ボランティアやNPO等の多様な担い手を育成するものです。



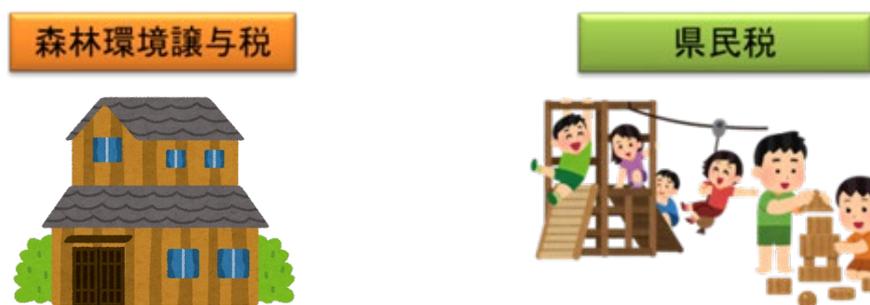
(3) 木材利用の促進等

ア 森林環境譲与税

住宅や民間商業施設等における木造化・木質化の促進を通じて県産木材の需要を拡大し、再造林や森林整備の促進を図るものです。

イ いわたの森林づくり県民税

森林環境保全に対する県民理解を醸成するため、木材への親しみや木の文化への理解を深めることを目的として、木材とのふれあいを通じた木育等の取組を進めるものです。



(4) その他、いわての森林づくり県民税の用途で対応しているもの

いわての森林づくり県民税では、次の取組について対応しています。

- ・ 松くい虫被害感染源の除去
- ・ ナラ枯れ被害を受けない若い広葉樹林への更新
- ・ アカマツ枯損木等の伐採
- ・ 花粉の少ないスギの苗木等の採種園の整備
- ・ 森林づくりの県民参加の促進
- ・ 森林の役割等の普及啓発

5 第4期終了後の県民税の基本的方向（提言）

1 取組方向

【まとめ】

- 本県の森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、今後も「いわての森林づくり県民税」を継続し、引き続き、環境重視の森林づくりの取組と県民理解の醸成の取組を進める必要があります。
- 森林・林業を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、野生動物の生活圏への出没増加や大雨時における流木被害の頻出などの森林に関連した新たな課題に対応する必要があることから、これまでの取組に加え、森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野などに使途を拡大し、施策の充実を図ることが必要です。
- 森林環境の保全に関する施策を充実させるため、基金残高を有効に活用するとともに、県民の意向を踏まえ、現行と同じ課税負担額、課税期間とすることが重要です。（個人：年間千円、法人：資本金の額に応じ年間2千円から8万円、期間5年）

（1）これまでの取組の実績と課題

県民税の制度が創設された平成18年度から令和7年度まで、公益上重要でありながら、放置されていた森林における針広混交林に誘導する間伐や、更新が図られていない伐採跡地における植栽等を着実に実施し、水源のかん養などの公益的機能の発揮に努めてきましたが、国産材の需要の高まりによる主伐の増加に伴う新たな伐採跡地の増加など、整備が必要な箇所が残されています。このことから、これらを解消するための取組を引き続き行っていく必要があります。

また、県民の森林づくり活動への参加促進、森林環境学習や木育の推進に取り組んでおり、多様化する県民ニーズへの対応や、更なる県民理解の醸成に向け、これらの取組を引き続き行っていく必要があります。

（2）森林・林業を取り巻く情勢の変化

本県民税の創設から20年が経過しようとしており、当初想定していなかった森林・林業を取り巻く情勢の変化により、新たな課題への対応が求められる状況が生じています。主な情勢の変化は以下のとおりです。

- ① 森林資源の本格的な利用期の到来
 - ・ 本県の森林資源の多くが利用期を迎え、素材生産に伴う伐採が増加
 - ・ 森林所有者の高齢化、不在村化が進行し、再造林・下刈り後の除伐等が実施されず、若齢の整備手遅れ林分が多数発生
- ② 森林被害等の増加
 - ・ 松くい虫やナラ枯れの被害区域が拡大
 - ・ 荒廃した里山を隠れ家とする野生動物の生活圏への出没が増加
 - ・ 激甚化する気象災害等による流木被害の増加

- ③ 県民意識等の変化
 - ・ 2050年カーボンニュートラルのほか、ネイチャーポジティブの実現に向けた森林の適切な管理や身近にある森林空間の重要性に対する認識の高まり
 - ・ 木材利用によるカーボンニュートラルへの貢献や木材とのふれあいを通じた木育等の取組への期待の高まり
- ④ 森林環境税・森林環境譲与税の創設
 - ・ 令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始
 - ・ 令和6年度から森林環境税の徴収が開始

(3) 県民・市町村の意向

令和6年11月に実施した「いわての森林づくりに関する県民意識アンケート調査」では、約78%の方が継続に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答しており、継続する場合の用途について約40%の方が「さらに拡大するべき」と回答しています。

また、令和8年度以降も県民税が継続する場合、その期間については、約60%の方が現状と同じ5年でよいと回答しました。課税額については、約66%の方が現状と同じ年間千円でよいと回答しました。

さらに、「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」では、約94%の市町村が継続に賛成と回答しています。

(4) 第4期終了後の県民税の方向性

森林・林業を取り巻く情勢の変化や県民等の意見を踏まえると、いわての森林づくり県民税制度の継続とともに、森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野など、新たな課題に対応した用途の拡大が必要です。

【新たな課題】

- ・ 更新が図られていない伐採跡地の解消
- ・ 若齢の整備手遅れ林分の解消
- ・ 森林の公益的機能の低下に伴って発生する自然災害の防止
- ・ 野生動物の生活圏への出没抑制
- ・ 大雨時における流木被害の予防
- ・ 森林環境保全に対する県民の理解と参画の更なる促進

2 具体的な施策のイメージ

具体的な施策のイメージについては、次のとおりです。

| | |
|--|--|
| ① 「環境重視の森林づくり」 | |
| <p>森林の有する公益的機能の低下を防ぐため、更新が図られていない伐採跡地への植栽・下刈りや森林病虫害対策、気象災害を受けた森林の復旧や、新たな手遅れ林分の発生を未然に防ぐ取組の拡充が必要です。</p> | |
| 施策のイメージ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益的機能を増進する若齢林の整備 新 ・ 公益上重要な人工林の針広混交林への誘導 ・ 森林環境を保全する植栽 ・ 森林病虫害対策 ・ 気象災害を受けた森林の復旧 ・ 林野火災の予防 |
| ② 「県民理解の醸成（森林との共生）」 | |
| <p>県民の森林に対する関心を高め、森林環境保全に対する県民の参画と理解を進める観点から、住民等による森林を守り育てる活動や森林を学び活かす活動、木材とのふれあいを通じた木育の推進等への支援が引き続き必要です。</p> | |
| 施策のイメージ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民等が取り組む森林づくり活動 ・ 木材とのふれあいを通じた木育の推進 ・ 森林環境学習の展開 ・ 普及啓発 |
| ③ 「県民生活に直接関わる分野（安全・安心な県民生活）」 新 | |
| <p>森林・林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、野生動物の生活圏への出没や大雨時における流木被害の頻出など森林に関連した新たな課題に対応していくため、森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野における県民生活の安全・安心に資する取組が必要です。</p> | |
| 施策のイメージ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動物の出没抑制に向けた里山や河川沿いの森林などの整備 新 ・ 大雨時における流木被害を軽減するための河川や溪流における危険木の除去 新 ・ 安心して自然環境に親しむための森林公園や都市公園等の整備 新 |